

第17回休眠預金等活用審議会WG 議事録

1. 日時：令和4年12月12日（月）13:00～14:56
2. 場所：オンライン会議
3. 出席者：
（専門委員） 小河主査、曾根原主査代理、栗林専門委員、玉田専門委員、三宅専門委員
（内閣府） 井上内閣府審議官、林統括官（経済社会システム担当）、
小川休眠預金等活用担当室室長、小川休眠預金等活用担当室参事官、
下井休眠預金等活用担当室参事官
（指定活用団体：一般財団法人日本民間公益活動連携機構）
大川事務局長
4. 議題：1. 活動支援団体（仮称）のイメージ、自己資金の確保（通常枠）、PO 関連経費の助成のあり方について
2. 休眠預金等活用法の5年後見直しの対応方針（案）について

○小川室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第17回「休眠預金等活用審議会WG」を開催いたします。

私は、内閣府の休眠預金等活用担当室長の小川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日もオンラインでの開催となっております。師走で大変御多用の中、皆様、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

出欠でございますが、本日は、江口専門委員、白石専門委員が御欠席でございます。

また、JANPIAから大川事務局長に御出席いただいております。

本日の議題でございますが、大きく2題ございます。

まず、最初の議題といたしまして、前回の審議会、それから、このWGの合同会議におきまして結論を得るに至らなかった点がございます。10月31日、1月以上前になりますが、そこで結論を得るに至らなかった点、すなわち活動支援団体のイメージ、自己資金確保策、PO（プログラム・オフィサー）の関連経費の助成のあり方、この3点について、その後、有識者、関係者から御意見を賜り、また、議連でも御議論をいただき、その上で私ども事務局で再検討した結果を本日お示しして御議論いただきたいと思います。

議題の2つ目でございますけれども、これまで合同会議、それから、休眠議連のほうでの検討経過を踏まえまして、内閣府で休眠預金等活用法の5年後見直しの対応方針、見直しの考え方をまとめた文章案を作成いたしました。これについて御説明し、御議論を賜ればと考えてございます。

本日の資料につきましては議事次第にお示ししておりますので、御確認いただければと思います。

なお、これら資料の取扱いでございますが、これまでと同様に5年後見直しに係る議論の公正性・中立性を確保するということから、一旦非公表とさせていただきます、対応方針がまとまった段階で全て公表とするというような扱いにしたいと考えてございます。

それでは、以後の議事進行につきまして、小河主査にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小河主査 それでは、議事1に入ります。

まず、内閣府から資料1「活動支援団体（仮称）のイメージ」、資料2「自己資金の確保（通常枠）について」、資料3「PO関連経費の助成のあり方について」の説明をいただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○小川室長 それでは、事務局のほうから説明をさせていただきます。

先ほども少し触れましたとおり、前回は10月31日の開催でございました。そこで5年後見直しに係る各論点について御議論いただきまして、その多くについて基本的には了承いただいたところでもございましたけれども、今、主査からも例示がございました3点につきましては結論を得るに至らず、その後、再整理をして議論するというような取りまとめになっていたところでございます。私どもといたしましては、有識者の方、各界関係者の方々にヒアリング等を行うとともに、この間、11月には数回超党派の議連のほうでも並行して見直しの議論がございました。そこに審議会とWGでの合同会議の議論の様子も含めて報告をいたしまして、議連としての方向性を御検討いただいたところでございます。

それらを全て踏まえまして、私ども事務局として取りまとめたのが資料1～3でございます。これは順を追って御説明いたしたいと思います。

まず、資料1「活動支援団体（仮称）のイメージ」と書いた資料を御覧いただければと存じます。

1枚目でございます。振り返りの意味で前回の議論を少し再録してございます。

10月31日の審議会においては、活動支援団体の活動イメージとして、事務局、私のほうから、専門家によるサポート、すなわち会計・法務等の専門的な支援に比較的重きを置いて御説明したところでございます。それに対して、複数の委員の方々から違和感と申しますか、そうではないのではないかという御意見の表明があったところでございます。これを踏まえて、いま一度整理する必要がある。これが前回の結論であったわけでございます。

どのような議論があったか、それぞれ皆様御意見を賜ったところでございますが、代表的なところといたしまして、玉田専門委員からは、活動支援団体による支援というのはある事業を実行団体あるいは実行団体になろうとする団体と一緒に育てていくようなイメージでないと魅力がないというような御指摘がございました。

また、審議会のほうの野村修也委員から、そうした、そうしたというのは一緒に育てて

いくような支援の在り方というのもあり得るであろうということですが、そうした育てながら次につなげていくというような支援を行う場合には、下に小さなポツで書いておりますけれども、課題あるいはメリデメを整理する必要があるであろうということでした。例えば下のポツでございますけれども、支援する立場、活動支援団体というのは支援する立場に属するわけですが、その団体が審査・採択する立場、これは資金分配団体がその立場に立つわけですが、ここに移行する、あるいはこの2つを兼ねるという場合に、この2つの立場を混同することによって、守秘義務、公平性の確保、資金の区分管理等において課題が生じる可能性がある。こうした点にどのような手を打つかを検討する必要があるというような御示唆をいただいたところでございます。

その上でございますが、全体の議論を総括する形で、活動支援団体の在り方には2つのパターンがあり得るであろうと。一つは今御説明さしあげたようなともに育てていくような支援の在り方。もう一つは、当初事務局から説明いたしました法務・会計等の専門的なサービスを提供する在り方。この2つの在り方があり得るであろうと簡潔にまとめをいただきまして、これに即して検討してはどうかというような御示唆を賜った。このような経過であったわけでございます。

資料の2ページを御覧いただきますと、そうしたことを踏まえていま一度事務局で整理したのがこの形でございます。

真ん中にございますように、指定活用団体、現行でいいますとJANPIA、そこから資金分配団体に資金の助成がなされ、また資金分配団体から実行団体に対して助成がなされる。その際、伴走支援という形で非資金的な支援が重要なものとして提供されている。これが今の枠組みであり、運用であるわけでございます。

そこにどのような課題を見いだすかということですが、右側に課題と書きました。2つの現れ方があるのではないかとということがございます。休眠預金等活用制度は、社会課題解決そのものを目指すことは当然でございますけれども、社会課題解決の担い手を持続的に育成していくということ、そのために、社会的インパクトを確保する、自立化を求める、事業の革新性を求める、こうした点に制度の特徴があるわけでございます。こうした要素を本格的に追求していこうとすれば、人材あるいはスキル・ノウハウが十分でないということがあるのではないかと。

その内訳として、一つには、既に活動中の資金分配団体あるいは実行団体に対してインパクト評価を行う、あるいは高度な資金調達を行う。こうした専門性の高い支援、要はコンサルティング的な支援を行う。こうしたことが十分にできていないのではないかと。もう一つが、②で書いてございますけれども、これから社会的課題解決の担い手になる方々に技法や知識を提供する、あるいはそもそも団体をつくるところからのノウハウを提供する。それによってソーシャルセクターの裾野を広げていく。こういった点での支援が十分ではないのではないかと。このように現状の課題は整理できるであろうと考えた次第でございます。

それに対応する形でございますが、3ページでございます。御覧いただきますと、今申し上げました課題に即した形で活動支援団体の活動を2分類してございます。一つが専門スキル型、これはさきの課題の①に対応したものでありまして、既に活動している資金分配団体あるいは実行団体に対して、コンサルティング的なサービス、法務、会計、労務、ガバナンスあるいはコンプライアンス体制、こうしたものを含めた支援を行うというのが一つ。これを専門スキル型と仮にここでは名づけてございます。

もう一つは下の箱、四角囲みにありますが、育成型としておりますが、これから担い手になろうとする方々に対して、先ほど申しましたように、団体の組成から、事業の組み立てから、関係者とのネットワークのつくり方から、こうしたことを支援していく。このような支援の在り方が活動支援団体の2つ目のパターンとしてあり得るであろうと考えているところでございます。これが、前回再度整理を要するとされた私どもの宿題に対する一つの考え方でございます。

改めて申しますと、活動支援団体に2つの支援パターンがあるのではないかと。それは、高度な専門的スキルを提供するパターン、もう一つは担い手を一から育てていく育成型の支援。この2つのパターンがあるのではないかとということを説明するものでございます。

なお、その際でございますが、4ページでございます。審議会の野村委員からの御指摘がございましたことを絵解きしてございますが、例えばこれまで活動支援団体として担い手を育ててきた方が、その後、休眠預金の世界に入ってきてまして、資金分配団体に移行する。そうしますと、担い手のほうは実行団体となるべく応募をするわけでございますけれども、この場合の公募には活動支援団体として支援してきた団体以外の団体も応募することが可能になる。その際、審査の公平性、今まで家庭教師として育ててきて担い手を公平な目線で審査することができるかどうか、あるいはそれを可能とする仕組みをどう担保するかということが課題であろうということでございます。

同様に例2と書いてございますが、これまで資金分配団体として活動してきた団体が、今後は専門コンサルティング的な、先ほどで言いますと専門スキル型のサービスを提供する。こうしたニーズも現に聞こえてきているわけでございます。その意味で、資金分配団体が活動支援団体を兼ねるということになった場合に、両者に支給される助成が適切に区分できるだろうか、あるいは人や会計の内容の区分がしっかりできるであろうか。言い方を変えると、そうしたものをきちんと区分して管理する措置が必要ではないかというような問題意識が導かれるわけでございます。

これらについては、問題意識はこのように明らかでありますけれども、現状において具体の措置がまだ考えついておるわけでありません。その意味では、今後、検討課題として、これを摘示しておくということにしておるところでございます。

以上が活動支援団体のイメージに関する資料1の御説明でございます。

続けて説明をさせていただきます。2点目、資料2「自己資金の確保（通常枠）について」と題した資料を御覧いただきたいと思っております。

これも1ページを御覧いただければと存じます。

これも議論の振り返りでございますけれども、前回10月31日の議論を振り返りますと、私どものほうからは、まず、資金分配団体については自己資金要件を撤廃する。一方、実行団体についてはこれを維持するという御提案をさしあげたところでございます。

このうち、資金分配団体についての自己資金要件撤廃についてはおおむね了解をいただいたところでございますけれども、実行団体に関しましては次のような意見があったところでございます。緑で書いておるところでございますけれども、大きく2つ、もっと言うと3つに分かれておりまして、実行団体の自己資金確保が引き続き必要である、賛成意見とここでは表記しておりますけれども、ここには梶川委員あるいは曾根原専門委員等からそうした意見の表明がございました。

一方で、資金分配団体同様に実行団体についても撤廃する、不要である、あるいは弾力化の措置が必要であるというような御意見をいただきました。右上の箱の4委員、専門委員の御意見でございます。

それから、下のほうに長い四角で囲んでございますが、自己資金比率以外の要素も考慮して自己資金の確保の方法を探る必要があるのではないかとということ。これについて3名の委員から御意見を頂戴したところでございます。

これにつきましては、休眠預金議連、議連のほうも強い関心を抱いておった事項でございます。2ページを御覧いただきますと、その半月後の11月15日にこのテーマについて議連で議論がございました。ここでは、この審議会とワーキングの合同会議とはかなりコントラストを描く結論、議論があったところでございます。

御紹介させていただきますと、資金分配団体についても、私どもとしては撤廃と整理をしたものでございますが、事業実施能力の確認に自己資金というのは必要であるというのが基調を成す意見。その上で、自己資金比率以外の指標を検討することもあってもよいのではないかと。自己資金比率一本槍というのは確かに不合理であるというのは一定理解ができる。しからば、自己資金比率を一要素にして、それらも含めた、いわば総合的な評価を模索すべきではないかと。このような意見が議連での大勢を成した意見であったわけでございます。

それから、実行団体につきましては、実行団体が助成期間、最長3年終わった場合には、その後、自ら自立して活動していくということを期待したいとすること、それから、資金分配団体とは事業構造、事業モデルが大きく異なるということを考えると、実行団体の自立に自己資金は不可欠であるということがかなり強い調子で主張されたというような経過もございました。

いま一度、議論を振り返りますと、3ページでございます。まず私どもが、資金分配団体について自己資金比率の撤廃を御提案した経過をいま一度整理したのが3ページ以下でございます。

制度を創設したときにはどういった議論があったか。これが3ページでございますけれども

ども、何より休眠預金の基本理念として自立した担い手ということが強調されたということでございます。それを踏まえまして、ファンドレイジング能力、資金調達能力の強化を通じて団体の自立を求めていく。団体自身の自立、それから、民間資金の呼び水、20%というのは休眠預金以外から調達されますので、それは見方を変えれば民間からの資金になるわけでございます。こうした呼び水効果を発揮するということから、自己資金比率というのは不可欠である。その率は、下に意見がございますが、3割ですとかいろいろな議論ございましたけれども、ほかの類似の助成制度の例も見まして、2割、20%以上ということが要件化されたところでございます。

4 ページでございますが、しかし、今改めて見ますと、ほかの助成制度においては休眠預金等活用制度のように3層構造を取っているところは多くございません。助成団体から直接我々と言うところの実行団体、NPO等に助成が出されるという仕組みが一般的でございます。その際、実行団体に当たるNPO等はその助成金に自己資金を加えて事業を実施する。この絵で言いますと、上の段の絵でございます。右側の矢印が真ん中で色が分かれてございますが、上半分のオレンジの部分に自己資金を上乗せして実施する。これによって、上に掲げておりますような自立あるいは呼び水効果を確保する。このような考え方を取ったということが分かるわけでございます。

一方で、3層構造というある意味独特な制度を取った休眠預金等活用制度において、実行団体において一般的に取られている自己資金比率の考えをそのまま資金分配団体、第2階層にスライドして適用したというのが今回の我々の資金分配団体の自己資金比率の考え方であったわけであります。その際、今改めて思いますと、実行団体と資金分配団体の事業モデルの違いということにはあまり深く思いを致さずに、実行団体で必要なものは資金分配団体でもそのまま必要であろうという考え方でこれを採用したという節がうかがえるわけでございます。その点について、先に申しますと、その後の事業運営の中で資金分配団体においてはその理屈は当てはまらないのではないかとというような問題提起がなされる。その素地としては、今申し上げたような経過があると考えた次第でございます。

その上で、5 ページでございますが、これは前回も御説明しました。資金分配団体の資金調達能力を見ますと、左側のグラフでございますけれども、休眠預金の中の自己資金比率の達成状況は極めて低調、そのほかの事業の実施状況を見ますと、他の助成団体からの資金も数多く扱う資金分配団体が多いわけでございます。それら複数の助成事業を行い、次々に資金を獲得して、連続的、継続的に資金を流していく。ある資金分配団体の表現を使えば、導管、トンネル的なビジネスモデルとしてやっている。

このようなことを考えると、休眠預金本体では自己資金比率2割は獲得できていないけれども、その団体の資金獲得能力を総体として見れば、これを低いとは言えない。むしろ比較的自立的な資金調達能力を得ていると評価されるのではないかと考えられる現状に至っているということでございます。

その上で、6 ページでございますが、これまであまり明確に意識されていなかった面も

ございますけれども、現行において20%の自己資金比率というのはかなり弾力的に扱われているということがございます。JANPIAにおきましては2020年3月における議連の議論を踏まえまして、当該年度の事業計画におきまして緩和策を実質的に導入しているところがございます。すなわち、20%をアプリアリの数字とせず、各団体の能力に応じて目標値を定める。左側の四角の真ん中、下から2行目でございますけれども、団体の特性を踏まえて目標値を定めるというような言い方になっているわけでございます。

その場合の運用方法を右側に特記しましたがけれども、審査会議を開きまして、そこにおいて今申し上げました資金の調達能力等も総合的に判断するというような運用に、別途の審査方法に既に移行しているということがあるわけでございます。

以上の制度導入時の経過、考え方、それから、その後の実態、JANPIAにおける実質的な要件緩和等を踏まえて、私どもとしては資金分配団体における自己資金比率の要件緩和、撤廃ということを御提案さしあげたと改めて整理した次第でございます。

その上で、7ページでございますが、その後、11月15日の議連での議論を踏まえまして再度整理いたしましたのが7ページでございます。ここでは少し言い方を変えております。自己資金比率の撤廃という言い方ではなくて、資金調達能力を総合的に評価するという説明ぶりに少し変えてございます。真ん中にあえて線を引きましたけれども、総合的評価の中に自己資金比率というのは要素として残っている。いわば、自己資金比率が高いことは審査における加点要素として見る。しかしながら、自己資金比率が達成できていないことのみをもって参入不可とはしないというような方法にしてはどうかと。このような説明ぶりにここでも改めさせていただきたい、いま一度提案をさせていただきたいと考えてところでございます。

なお、この場合、左側に赤い四角囲みをしておりますけれども、これが先ほど口頭で申し述べました資金分配団体が実質的に自立的な資金調達能力を持っているのではないかとというイメージでございます。すなわち、一番左に休眠預金等活用制度がありまして、そこで資金を得て事業を実施しているわけですがけれども、そのほかにも自らが集めた寄附金、あるいは他の助成団体からの助成金といったものを複数の事業を並行して走らせている。そうしますと、左下の自己資金の部分がたとえ2割達成できていなくても、総体として見れば、事業規模あるいは資金の調達状況を見た場合には、かなり自立的な資金調達力を持っていると見ることができるのではないかと。こうしたことが関係者の我々のヒアリング、あるいは議連での議論の中から得られたイメージでございます。それを絵解きしたのがここに掲げた赤い枠の中でございます。

その上で、8ページでございますけれども、実行団体については、今申し上げたような経過がないということがございます。改めて言えば、多くの助成団体で自己資金比率が実行団体レベルで求められているということ。それから、ここにも掲げましたが、その後の自立を進める上で、実行団体にはそれらが必要であるという見方が、資金を配り、助成をしている資金分配団体において比較的多数、大多数とは申しませんが、50%以上の

意見があるということ。それから、その後の議連での意見も、実行団体においては自己資金確保の必要性を強く意識されている。

このようなことを考え合わせますと、引き続き実行団体においては自己資金比率の原則は維持する。しかしながら、現在も講じられている措置、すなわち事業当初から2割を達成することは必要なく、事業の最終年度、3か年かけて20%を達成するということで満たされるといった弾力措置を継続する。これを基本方針としたいと考えるものでございます。

その上で、審議会での議論あるいは議連での議論を踏まえて、そのほか、自己資金比率以外の要素を加味した弾力措置、これらは引き続きの継続課題、今回は原則は維持し、現在の弾力措置を継続するのですけれども、課題として認識しておくというようなことで、今回の見直しの結論としたいというのが自己資金の確保に関する事務局の考え方でございます。

説明が長くなって恐縮でございます。3点目についてもここで説明さしあげます。P0関連経費、プログラム・オフィサーの関連経費助成のあり方についてでございます。

御承知のとおり、プログラム・オフィサーについては、事業開始後に特例の措置、臨時の措置として人件費の助成を行っています。基本的に人件費助成を行わないということでスタートしたこの制度でございますけれども、P0の確保状況が著しく低いという実態に鑑みて、特例として、臨時の措置としてP0関連経費助成を行ってきたところでございます。御承知のとおり、金額としては800万、そのうち500万が人件費相当であるというような積算になっているところでございます。

それに関しまして、1ページを御覧いただきますと、審議会を振り返っていただきますと、水準が低いという御意見があった。額を引き上げてはどうかという御意見があったところでございます。

これにつきまして、その際、口頭でいろいろ御説明しましたが、そのときの考えをいまい度絵解きしたのが2ページでございます。

資料1でお話をいたしました活動支援団体が今回制度創設であると。その中で、特に専門スキル型と銘打ちましたけれども、専門的なサービス、コンサルティング的なサービスを資金分配団体に対して提供するというのも活動支援団体の一つの機能として考えるわけでございます。

これを資金分配団体側から見ますと、これまで行ってきた伴走支援のうち、P0自身、人的に提供されてきたものに対しては臨時の措置として講じられている800万、500万のP0関連経費助成がある。それに対して、伴走支援はP0自身の人的なものにとどまらず、組織として提供されるような部分がありますが、そこに対して活動支援団体からの支援が受けられる。こうしたことで、総体としての資金分配団体の伴走能力が向上するということを企図して活動支援団体制度をつくるものでございます。

そうしますと、これらを踏まえてですが、3ページでございますけれども、今申し上げましたように、P0関連経費助成の水準のあり方については活動支援団体制度の導入と関連

づけて検討する必要があるだろうと。そうしますと、やや結論を先取りいたしますが、この人件費、P0関連経費助成の水準については、差し当たり現行水準、すなわち1団体当たり800万、うち人件費500万を維持するという事。その上で、今後導入される活動支援団体による支援の実態等を踏まえて、これをまた継続的にあり方を検討していくということを課題認識するというのが出口としてふさわしいのではないかと考えた次第でございます。

なお、下に幾つか指標を出してございます。NPO法人、あるいは比較的規模の小さな企業における年間給与平均が幾ら程度であるとか、あるいはほかの助成制度における人件費助成の額がどの程度であるかというようなことが掲げられているところでございます。

ここで1点、私どもとして検討する際によく考えたのは、この金額をもって一人のP0を賄い切ることができるというわけではないと。そこは私どもも前提としているところでございます。これらをいわば上乘せ、あるいは助成額としているわけでございまして、ここを上限、あるいはこれがP0の平均的な人件費であると考えているわけではないと考えた。ここは御説明をさしあげたいと思います。

その理由として、参考1にございますけれども、JANPIAによるアンケート調査によりますと、P0は各団体で2名というところが約半数でございます。その採用経路を見ますと、既存の職員の方の職種転換、あるいはほかの業務との兼任という形で実施されているということでございます。例えばP0とその他業務を行っている方の年収を見れば、恐らくこれよりも高い額を支給されることがあろうかと思っております。そのうち、P0関連部分についてこれを充てるというような運用がなされている。これが比較の実態に近いのではないかと考えているわけでございます。

少し説明がましいお話になりましたけれども、そうしたことも含めまして、今申し上げたような結論を私どもの再整理の結果として御提示さしあげたいと考えておるところでございます。

説明が長くなりましたが、資料1～3については以上でございます。御審議どうぞよろしくお願いいたします。

○小河主査 ありがとうございます。

それでは、資料1～3について意見交換を行いたいと思います。「手を挙げる」のボタンを表示していただきましたら、私から指名させていただきます。いかがでしょうか。

どなたか、どうでしょうか。

それでは、三宅専門委員、お願いします。

○三宅専門委員 何度か欠席をしておりまして、申し訳なかったのですが、事前説明も含めて、内容はよく理解したつもりなのですが、2割という母数が、休眠預金を活用して事業を拡大したときの母数と、休眠預金の前に事業を継続していたときの母数の2割なのか。また、活用した後、継続して実行していただくわけですが、継続性ということで、そのときに休眠預金を活用したと同じだけの規模の事業を継続できるかということ、縮小しながらも継続していただくというのが理解できる活動の在り方ではないかなと思っておりますの

で、2割の母数をどう捉えるか。捉え方によって随分違ってくるのではないかと思うのですが、休眠預金を活用するときは事業規模が大きくなるので、その2割を確保するというのはちょっと厳しい基準かなと思いますので、現在も大川さんのところで運用は柔軟にやっていたらと伺っていますので、その辺のどういう母数に対して2割なのかという基準は少し明確にしておいたほうがいいのかと伺っていて感じました。

以上です。

○小河主査 ありがとうございます。

では、ここはどうでしょうか。JANPIAの大川さんから御説明していただいたほうがいいでしょうか。あるいは内閣府、いかがでしょうか。

○小川室長 では、考え方を内閣府から御説明いたしまして、その後、大川事務局長から補足して御説明いただければと思います。

イメージをつかむために、資料2の7ページを御覧いただければと思います。

左側の絵は資金分配団体のイメージでございますが、実行団体にもこれを当てはめるとすると、現在、2割を求めているのは休眠預金等活用事業の助成を使って行う事業の事業額の2割を自己資金としてお願いしたいと。このようにお願いしているものでございます。

当該団体においては、今、三宅専門委員からお話がありましたように、休眠預金等活用事業以外の事業も行っていたり、あるいは従来から継続している事業も並行して行っているという場合もあろうかと思えます。そうしたものは合算して2割の分母に入るわけではなくて、あくまで休眠預金等活用事業の対象事業の2割というようなことを基本的な考えとして行っているところでございます。

その上で、大川事務局長から補足いただいてよろしいでしょうか。

○小河主査 では、大川さん、お願いします。

○大川事務局長 ありがとうございます。JANPIAの大川でございます。

御質問の件、ありがとうございます。

今、三宅専門委員から御指摘いただいたような点は踏まえながら、今までも現実的なところを踏まえて、例えば業務改善のプロジェクトチームなどでも資金分配団体の関係者の皆様からの御意見なども踏まえつつ、より実効性のある自己資金の確保の在り方みたいなところも検討しながら、また、そこを事業計画等にも反映していくというところは内閣府さんとも協議をしながらということで進めてきているというのがございますので、いただいた御意見も踏まえながら、可能な限り、制度の趣旨も踏まえながら、また、こういったところでの皆さんの御議論も踏まえながら、ある程度柔軟に対応していくということは考えていきたいなと思っています。ありがとうございます。

○小河主査 ありがとうございます。

三宅さん、いかがでしょうか。

○三宅専門委員 ありがとうございます。

内容はよく分かるつもりですが、先ほど小川さんから御説明いただいた休眠預金を活用

した事業の2割という点が、実行団体にとりましては、そのほかのA、B事業の規模がかなり大きい事業であればそういうケースになると思うのですが、A、B事業が非常に小さくて、今回の休眠預金を使って事業の枠を広げましたとか、規模を拡大したというような実行団体が多いのではないかと。そういう意味で、休眠預金の規模を拡大した事業の2割というのは厳しいのではないかという意味合いで申し上げたつもりです。

以上です。

○大川事務局長 JANPIAの大川です。

ちょっとだけ補足をさしあげてもよろしいでしょうか。

今、三宅様からお話しいただいた点で特にああ、そうだなと思いましたのは、実際の実行団体の事業の規模感が、休眠預金の事業を行うに当たりまして、ほかのこれまで行ってきた事業よりもかなり規模の大きいものをやるかというときに、ここは資金分配団体の側でも、この事業の規模感がその団体様の事業運営のキャパシティーに見合ったものであるかという点は選定のプロセスの中でもかなり慎重に見た上で、これであればやっていただけるという規模感で助成事業をお願いするとか、そこはある意味現実的なところで、やはり休眠預金は大切な資金でありますので、適切に活用いただけるような、かつ効果のある使い方ということを意図して資金分配団体も実行団体の公募、選定を行っているという状況にあるということは御報告をさしあげたいと思います。補足でありました。

○小河主査 大川さん、ありがとうございます。

○三宅専門委員 ありがとうございます。

○小河主査 それでは、玉田専門委員、お願いします。

○玉田専門委員 ありがとうございます。

3つの要素をまとめてお話しいただいたので、それぞれ質問と意見があります。

まず、資金分配団体の自己資金について、自己資金比率を一つの要素にするというのはとても良いと思いました。資金分配団体に手を挙げられる団体は、既に自立しているところが多いと思います。そうした基盤の上で休眠預金の事業を新たにはじめるわけですから、そこに自己資金を投入しなくてもいいという条件になれば、資金分配団体も広がっていくのではないかと思います。

また、資料2の7ページ左側の赤枠の図ですが、3つとも助成金や寄附になっています。これですと、NPOは他人のお金でばかり活動をしていると思われる方もいるのではと危惧します。NPOも収益事業をやっていますので、収益事業という項目も入れてはどうでしょうか。

次に、前回の会議で活動支援団体に手を挙げる魅力を感じないと水を差してしまい大変申し訳ありませんでした。活動支援団体について、今回、専門スキル型と育成型の2つを挙げてくださり、ありがとうございます。とても分かりやすく、このとおりです。

この専門スキル型に手を挙げられるNPOとしては、例えばプロボノ系があると思います。もう一つの育成型について、この書き方ですと規模が小さくなるものの、専門スキル型とあまり変わらないのではと思います。ここに必要なのは、それぞれの分野の専門性ではな

いでしょうか。例えば、私の活動の中には聞こえない子どもの療育と教育を支援しているNPOがあります。その場合、ろう児への支援やろう教育といった専門性をもって草の根的なNPOやフリースクールなどを支援して行政ともつなげていけるPOを育成するというイメージです。そうした形にすると、自分たちが持っているスキルを応用して、同じ分野の小さな団体を支援できるので手を挙げやすいと思いました。

このときの助成金のつけ方ですが、PO育成コースとか研修プログラムというものだけでなく、草の根NPOやNPOになる前のフリースクールのようなところに、POの卵が入って現場と一緒にPO自身も育っていく、それも一つのプログラムとして助成対象にして欲しいと思います。

もう一つ、伺いたいことがあります。資金分配団体がPO支援をして、活動支援団体もPO支援をするようなことが起きたとき分配が難しいというお話があったと思うのですが、これは現在伴走支援と何が違うのか教えていただけますか。

以上です。

○小河主査 玉田さん、ありがとうございました。

では、こちらも内閣府からよろしいでしょうか。

○小川室長 内閣府からお答えいたします。

順番があちこちしますが、今、一番最後にお話をいただいた資料1の最後の4ページの例2で書いたところの私どもの危惧といいますか、課題として掲げたところでございます。おっしゃるとおり、現在も事実上の行為として伴走支援を行っているわけでございますので、その意味では、資金分配団体が同時に今後は活動支援団体の活動として評価されることとなる伴走支援を今も行っているわけでございますが、ここで考えたのはもう少し実務的な懸念でございまして、現在は伴走支援に直接には助成が入っていないわけです。事業に対する助成があって、その中に管理的経費が一定割合あって、その中から現在は運用として、事業費の中からあるいは管理的経費の中から伴走的支援にかかる経費も捻出されているということでもあります。

その意味では、それは一つの井の中、一つの会計の中の行為であったわけですが、今後は活動支援団体としての助成と両者を兼ねるときに、JANPIA、指定活用団体から交付されるほかでは、資金分配団体の機能に対する助成と活動支援団体の機能に対する助成がある。その際に、同じ活動が二重評価されたり、あるいは一人の人が二重にカウントされたりというようなことになると、そこでも二重計上と書きましたけれども、そうするともらい過ぎのような批判を招く可能性がある。その事業の区分をまずする必要があるということをお私どもとしては課題として認識しているということでございます。言い換えますと、従来正面から助成対象とされていなかった伴走支援を活動支援団体の事業として見える化することに伴いまして、改めてこれも扱いが見える化する必要が出てくる。こういうことを申し述べたかったということでございます。

それから、そのほかの御意見については私どもの理解の及ばぬところもあって、補足い

ただいたように思います。大変ありがたく感じております。

一つは、P0育成コース以外にP0そのものが育っていくようなことも考えられるのではないかと。こういうような御指摘でございました。おっしゃるとおりでございます。活動支援団体の事業の中には、知恵とかノウハウ、知識のレンジだけではなくて、人育ての部分も当然含むと考えてございます。それらを通じて、将来的にP0になり得るような人材が育っていくというのは、私どもとしても大いに期待をするところでございます。

それから、育成型の場合に、それぞれの分野、福祉ですとか様々な政策分野がございしますが、それぞれについての専門性を持つことが重要と、これもおっしゃるとおりかと思っております。それぞれの得意分野を持つ団体が、それらに共感する、あるいはさらにそこに参入される方々を支援したいと考えるのはいわば自然なものでございまして、そのことはこの育成型においても前提となっていると考えてございます。

私どもの紙ですと、資料1の3ページの一番下のところで「必要な人材のネットワークング」という少しこなれない言葉で書いておりましたけれども、要するに、自分たちがやりたい事業はどこに頼れば、どこのコミュニティに属せばそうした支援が受けられるか知り合いができるか、知恵の共有ができるかといったことを手助けするというのも育成型の一つのサービス、機能かと思っております。その点が、今、玉田専門委員がおっしゃられた専門性を持つコミュニティの存在ということと表裏の関係になっていると私どもとしては受け止めたところでございます。

やや言葉足らずな点もございしますが、以上3点についてお答えをさせていただきたいと思っております。

○小河主査 ありがとうございます。

玉田さん、よろしいでしょうか。

そうしましたら、曾根原専門委員、お願いします。

○曾根原主査代理 ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、今、玉田さんがおっしゃられた点を私からもお話をしたいと思っております。

この休眠預金の事業を使って行っている実行団体、すなわちNPOとか社会的事業を行っている団体というのは、事業領域は非常にニッチです。福祉とか子どもとか地域活性化、これらは非常に広い概念ですけれども、その中で隙間というのでしょうか、ニッチな領域を様々な形で展開している例が非常に多いと思っております。ですから、その意味で言うと、玉田さんは専門的な分野という言葉が使われたと思うのですけれども、言い換えれば、隙間、ニッチな領域で活動されているということだと私は思っております。ですから、特定のニッチな事業領域での経験や知識、スキルといったものはその団体にしかないのです。ほかの団体に経験しろと言ってもなかなかすぐは経験できないもので、特定の団体にそれが保有されているというケースが多いと思っております。ですから、活動支援団体の育成型の一機能、役割として、特定事業分野での経験、知識、スキルといったことが育成をする上での

必須要件だと私も思っておりますので、そのことを明確に書いていただくのは有効だと私は思っております。これが第1点でございます。

第2点は自己資金のことですけれども、自己資金の整理についても、私は全体としてこんな形が理想的だろうなと思いながら聞いておりました。ただ、やはり現状の実行団体なり、資金分配団体の現状の組織としての課題もあると思います。ですから、現状の課題をクリアしつつ、自己資金の問題を上手にクリアしていくということができたら、日本の社会的事業の分野の基盤が強化されるのではないかなと思っております。

その上で意見を申し上げたいと思います。

まずは、実行団体に関しては自己資金比率2割を維持するということの説明がありました。ただ、それは助成事業が終了する段階で2割を確保するといった表現だったと思います。それは理想的だと思うのですが、規模の小さい、あるいはまだ活動を始めて間もない団体でそのことをクリアしていくというのはなかなか難しい状況にはあると思います。ですから、その上で重要なのが、私はP0とこれから新設される活動支援団体のサポートだと思います。ですから、活動団体が自己資金比率を事業の終了段階で20%を確保するような方向性で支援ができるP0、活動支援団体の位置づけというのはとても重要だと私は思います。ですから、そんな視点もP0と活動支援団体において重要視していただければと思っております。

次は、資金分配団体に関するコメントなのですが、先ほど冒頭の説明の中で、自己資金の20%の原則は削除されて、一つの要素として審査の段階に検討されるというお話がありましたけれども、私は前回の審議会の中でも申し上げたのですが、資金分配団体においても、全てではないにせよ、やはり自己資金のテーマというのは選択肢の一つとして残したらいいですよという発言をしたと思うのですが、その意味で、その表現が残ったというのはとてもよいと思います。

資金分配団体において自己資金の問題が加点要素として検討されるという話がありましたけれども、その加点要素という点を実際の資金分配団体を募集する際の要件というか情報としてきちんと書いていただいて、それも加味しながら検討されるということを書きますと、資金分配団体における基盤強化にもつながるのではないかなと思っております。ですから、加点要素という点を資金分配団体においては自己資金に関しては強調していただくほうがよいのではないかなと思っております。

以上でございます。

○小河主査 曾根原専門委員、ありがとうございました。

以上ですが、内閣府、以上につきましてどうでしょうか。

○小川室長 ありがとうございます。

曾根原専門委員からの御指摘は、私ども、思いをより鮮明にお話しいただいた部分もございまして、あるいは私どもの資料の作成あるいは報告書の書きぶりにも反映できるところがあるかと思っておりますので、それは頂戴したいと思います。

その上で、自己資金比率、特に実行団体についての御提案をいただきました。思いは恐らく同じでありまして、曾根原専門委員のお話ですと、理想だが実現はハードルが高いというのは、この話、特に金銭面に係る問題の本質を突いているところだろうと思います。

これまでも休眠預金等活用制度は非常に意欲的な目標をたくさん掲げております。自立やインパクト評価、革新性といった目標を掲げておるところでございまして、この3年あまりの経過を見ますと、そうした高い目標は下ろすことなく掲げつつ、一方で、運用の中で、毎年の基本計画あるいは事業計画の改定の中で実態に即した運用を適宜採用していくというようなスタイルで歩んできたところでございます。その意味では、今回の自己資金比率のお話、あるいはP0の助成費のお話も、理想のところ、言葉を選ばずに言うと、建前の部分はなお高く掲げつつ、今後、丸3年たって事業の評価も出てきます。それから、活動支援団体も制度化されれば、その成果も出てきますので、そうしたものも併せ見ながら、次の5年後見直しを待つことなく、各年度各年度の中でより実態に即したあり方を目指していく。これが休眠預金らしい制度運営の在り方としてあるのではないかなと考えてございます。

恐らくWGでこうした説明をさせていただくのはこの機会では最後になろうかと思っておりますので、やや踏み込んだ言い方になりますけれども、それぞれ皆さんが最も理想とする、望むところには達していないかもしれませんが、そういう意味で、理想は高く掲げつつ、今後の運用の中でより妥当な線を探っていく。このような在り方についてぜひ御共感、御理解をいただければと考える次第でございます。

やや差し出がましい、踏み込んだお話になりますが、事務局のほうの基本的なスタンスとしてお受け止めいただければと考えるところでございます。

○小河主査 ありがとうございます。

最後に時間もあるのですが、私も何点かだけ意見を述べさせていただければと思います。

まず、今の自己資金のことについてはありがとうございます。それで、資料2の7ページのところ、これは今、皆さんからも議論があったように、自己資金比率を一つの要素にさせていただいて、私も本当にこれはとてもありがたいなと思っておりますが、1点気になっているのが④のところ。実行団体への支援方針、実行団体の資金調達能力向上のための支援状況等ということなのですが、これはちょっと間違うと、今までも私も申し上げているところですが、ミスリードというか、実行団体にとにかく資金調達能力を高めるためにはこうしたほうがいいよというようなことだけを求めるというような形になってしまうと、数字合わせとかそういうふうになってしまう可能性がある中で、この辺はぜひより実行団体が真にちゃんと自立できるということの方針の中での整備方針ということ、いわゆる監督指導というか、今申し上げたようにミスリードにならないようにとこのところをぜひお願いしたいというようなところ。す。

それから、活動支援のところに関しても、今、特に専門性を求めるところもあれば、一方で、育成型については、とはいえ結構広域なというか、広く浅く支援が必要な団体もあ

るのかなど。今、玉田さん、曾根原さんがおっしゃったみたいに、非常に専門性を求めるような団体もあれば、どちらかというところ栗林さんがやっていらっしゃるような子ども食堂とかそういった分野のところになると、あまり専門性というよりも、そもそも例えば主婦の方がこういうことをやろうとしているときに、定款をどういうふうにしたらいいのか、そういったどちらかというところNPOセンターのような役割の支援というのも一方で必要なのかなどということもあるので、これは両面で大切な部分があるのではないかなどと思って聞いておりました。

それでは、そろそろ時間も超えておりますので、御意見も出そろったようですので、これで議事1を終了したいと思います。

いただいた御意見は私から審議会に御報告させていただければと思っています。

取りあえずここで、今の私のコメントに対して特によろしかったでしょうか。内閣府の皆さんも、あるいはJANPIAの皆さんも特によろしいですか。次に進めさせていただきたいと思っています。

それでは、議事の2です。

まず、内閣府から資料4及び資料5の「休眠預金等活用法の5年後見直しの対応方針(案)」の説明をいただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、よろしくお願いたします。

○小川室長 それでは、続きまして御説明申し上げたいと思います。

本日の主題に係る部分でございますが、休眠預金等活用法5年後の見直しについて、これまで複数回審議会、WGを開催しまして、各論点について御議論をいただいて結論を得てきたところでございます。

それぞれについて、皆様、既に相場感、出口は御了解いただいているところでございますが、これらの議論は全て非公開になってございます。また、今後、資料は公開されますけれども、それぞれ断片的なものになってございます。その意味で、これまでの結論を一つの文章にしてまとめて、多くの方々に知っていただく。それから、後々の方にこれを伝えるという意味もあろうかと思っております。その意味で、文章化をして対応方針として取りまとめておく必要はあろうかと考えまして、対応方針という比較的大部な資料になってございます。本文だけで14ページでございますが、こうした資料をまとめさせていただきたいということでございます。

資料5にございますとおり、非常に小さな文字でたくさんの分量がございますので、これを読み上げることは今回いたしません。資料4で概要を作成いたしました。これを用いて全体の御説明をさしあげたいと思います。時間も限られますので、端折りながら御説明申し上げます。

まず、資料4の1ページでございますが、今回の見直しに当たっての経緯あるいは考え方についてまとめた部分でございます。

①で休眠預金等活用制度について導入部として、これが非常に新しいユニークな仕組み

としてつくられた。特に、課題解決のみならず、自立した担い手育成、インパクト評価、革新的手法の開発といったことも掲げているというところが制度のユニークなところであるということを前段で説明しております。

その上で、②制度の展開状況でございますけれども、総じて言えば、指定活用団体、分配団体、実行団体の各段階で目標実現に向けて着実な取組が進められてきた。しかし、その道のりは必ずしも平坦なものではなかったということで、2ポツでございますけれども、一つには新型コロナウイルス、あるいは最近のウクライナ情勢等で社会課題の深刻化が見られたということ。それから、また別の側面としていわゆる社会的起業家、インパクトスタートアップというような、昨今で言いますと新しい資本主義的な文脈で社会課題解決と経済成長の両立を目指すという流れが出てきておまして、これが政府の重要なアジェンダになっております。こうしたものについて休眠預金等活用制度も対応していくというようなことが求められながらの3年数か月の運用であったということをご示しております。

その上で、今回の見直しの位置づけでございますけれども、法の附則に5年後見直しを掲げられてございました。それについての主たる議論の場は制度立案を担いました休眠議連のほうであったと。現在もそこでの議論が進められているところでございます。そこでの議論を踏まえ、そして、本日、それから、明日行われますけれども、休眠預金等活用審議会及びWGにおける審議を踏まえ、両者を踏まえて、内閣府において、言い換えれば政府の文書としてこの方針をまとめるものであるということをご示すところを一番下に掲げておるところでございます。

そういう意味で、1ページはこれまでの位置づけや経過を記したものでございます。

2ページを御覧いただきますと、概要と言いつつかなり字が細くなって恐縮でございます。評価をし、そこから課題を抽出したという体裁にしてございます。総評としては、制度の着実な実施によって、我が国のソーシャルセクター支援に大きな役割を果たしたということが言えようかと思っております。これを受けて、今後のさらなるソーシャルセクター育成のためには、制度、運営両面にわたる見直しが求められるということが総評として言えようかと考えております。

特にその中でも3点重要視できるところを掲げております。一つは、重点3分野に支援をし、全国各地で展開するというご心掛けをいたしました。その結果、具体的な成果が国民に実感されるように至っているということは成果として誇ってよいところかと思っております。また、コロナ等にも臨機に対応してきたということも成果であろうかと思っております。

それから、2点目として、支援手法として伴走支援というものを確立した。これは特筆すべき成果であろうかと思っております。制度創設時には必ずしも念頭になかった、また、その言葉も明確には意識されていなかった伴走支援というのが、今や休眠預金等活用制度の中で不可欠の要素として行われている。これは特筆すべき成果であろうかと思っております。

その上で、社会的起業家、インパクトスタートアップの増加によって、新たな活用の領

域あるいは手法、ここは出資のことを念頭に置いておりますけれども、こうしたものへの訴求が出てきているということ。これらが総評として指摘されようかと考えてございます。

その上で、今回の評価の軸でございますが、2軸で評価をいたしました。一つは法の基本理念、これは法律の16条に休眠預金活動の基本理念が掲げられております。その中から（1）～（7）の各項目を掲げまして、この7つの項目でもって評価をするというのが一つの軸。

2つ目の軸が実行段階に応じた軸でございますが、指定活用団体、現状ではJANPIA、それから、資金分配団体、実行団体、それぞれの段階から見た評価と課題というつくりにしてございます。

中を読み上げると少し長くなります。例えばつまみで御紹介していきますと、何よりもこの休眠預金の基本理念の最初には民間公益活動、行政の活動では手が回らないところに民間公益活動に活用すべしということでスタートしたということがあります。スタート期には堅実・慎重な運用方針を取りました。例えば額で言えば上限を40億という比較的小さな額に抑えたといったことがその表れでございます。それで着実・堅実な運用をしてきた。これが制度への信頼醸成に寄与したということが言えようかと思えます。

その上で、課題といたしましては、出資解禁に対して関係者の期待あるいは社会的要請、これは新しい資本主義のことを念頭に置いておりますが、こうしたものが強まっているという環境が出てきているということを書いております。その上で、課題でございますけれども、支援の規模、決定方法の見直しが必要であるとか、あるいは出資の解禁と具体的な制度設計の検討が必要である。こうした課題が導かれるであろうというようにつくりになってございます。

以下、行政の手の届かない分野への支援、あるいは団体の自立、資金調達環境整備の促進、多様な意見の反映、透明性・説明責任の確保、多様性の確保、革新的手法の開発というような各軸について、基本的に1つ目のポツは成果、2つ目のポツは課題ということでこの概要を作成しているところでございます。

他方、その下、各団体に即した評価と課題というところでございます。これは指定活用団体、資金分配団体、実行団体の各レベルでどのように取り組まれてきたか、どのような現状にあるかということを書いたものでございます。

指定活用団体について言えば、まずスタート期は資金的支援に主眼を置いて運用し始めましたけれども、ほどなく非資金的支援（伴走支援）にも注力し、現在ではかなりの事業のウェイトが非資金的支援（伴走支援）に割かれているというようなことがあろうかということを書いております。その一方で、機能として期待されている調査研究あるいは啓発広報というのは、言ってみれば標準的な段階に今はあるということが言えようかと思えます。

資金分配団体で言えば、中間評価の段階では事業の目標達成が可能であるということが大勢を占めております。また、本日の議論もございましたけれども、資金調達面では自立

傾向が見られるという評価ができようかと思えます。一方で、伴走支援を担うPOの不足というのは依然深刻であるということが課題としてあると考えてございます。

実行団体について言いますと、これも中間評価では事業達成が可能というところが大勢ですけれども、資金的支援終了後の自立が見通せないということを訴える団体もあるということで、ここで少し資金分配団体とは違う様子を見せているということが現状としてあるかと考えてございます。

そのため、それぞれ右側に課題がございますけれども、例えば指定活用団体ですと出資の解禁に伴っての能力開発・体制強化が必要ではないかと。あるいは資金分配団体ですと、POの育成について体制・能力の充実が必要であるといったこと。それから、実行団体ですと、繰り返し出てまいります、自立に向けた非資金的支援の強化、これは資金分配団体等による支援も通じて自立の力をつけていくということが必要ではないかと。このような課題を抽出したところでございます。

それらの課題を解決するためにどのようにすればよいかというのが3ページでございます。ここがこの審議会でも複数回にわたって御議論いただいたところでございます。各パーツパーツで御議論いただきましたけれども、いま一度整理をしますと、3分野において細分すると12の項目を見直す必要があるであろうというのが、いわばこの見直し報告書の結論でございます。

3分野と申しますのは、1つ目に支援体系の見直し、青い部分です。2つ目に支援規模・範囲の見直し、緑色の部分です。3つ目に安定的・効果的な制度運用のための見直しということで、一番下のオレンジの部分でございます。

中の細分化された項目を見てまいりますと、まず、支援体系の見直しに関しましては、何よりソーシャルセクターの裾野を広げる、層を厚くするといったことが今回の見直しの基調を成す問題意識、課題であろうと考えてございます。そのために、まず法律の目的、第1条にソーシャルセクター支援ということをも明確化するということが見直し事項の第1であろうと考えておるものでございます。

その上で、その具体化のために②と③が必要であると。②と申しますのは、本日も御議論いただきました活動支援団体の創設、非資金的支援による団体の能力強化を法律改正で行う。活動支援団体、すなわち人材・情報面からの支援を行う。専らそれら支援を行う団体として活動支援団体を位置づけるということが必要であるというのが2点目でございます。

3点目が出資・貸付けの実現による資金的支援の多様化ということでございます。

これら全体を称して支援体系の見直しと表現しておるものでございます。

大きく2つ目の分野でございますが、支援規模・範囲の見直しでございます。これは④にございますが、まず、現在上限40億に設定されております限度額の決定方法を、あらかじめ上限額を設定するのではなくて、中期目標を設定し、各年度の必要額を計上していく、積み上げていくというような方法に移行すべきであるというのが考え方でございます。こ

れは法律改正を要しない運用上の課題でございます。

⑤でございますが、行政との役割分担の整理ということでございます。これは、特に最近においてNPOと行政との連携・協働が強調されるようになってきております。一方で、休眠預金等活用制度の性格として行政の手の届かないところを支援するというようになってございます。この両者をどのように整理をしたらよいかということが問題意識として出てきております。特に議連のほうでこうした問題意識が強く出まして、それを反映してここに項目として入っているところでございます。これは結論としてはケース・バイ・ケースと言うしかありませんけれども、各事業を行う際に、その政策分野において行政との関わりはどのようなものであるか。それから、そこに休眠預金等活用制度を使うことによって行政の後退を招かないか。それから、休眠預金等活用制度の終了後の出口が意識されているかといったことを見ながら、事業実施を個別に判断していく。いわば考え方を再度整理する必要があるというのがこの⑤でございます。

⑥は国際協力に対する支援でございます。これは、現在でも国内で行われる国際協力活動等は休眠預金等活用制度の利用が可能でありますけれども、必ずしも関係者にそのことが知られていない。ゆえに実態としても活用は低調であるわけでありまして、これらをまずは促進していく必要があるということでございます。そうした促進をする上で、一つ法律改正事項として考えてございますのは、休眠預金活用が求められる社会的背景、現在は法律の中では人口減少と高齢化を例示して、こうした背景の下で休眠預金活用を進めていく必要があるという構成になってございますが、人口減少と高齢化に加えて国際化という情勢を加えてはどうかと考えておるところでございます。これは法律改正事項になるものでございます。

⑦でございますが、成長期・成熟期にある団体に対する支援でございます。これについては、問題意識はあったものの、非常に大きな課題であります。それから、政府全体でも新しい資本主義実現会議等でこうした問題意識によって検討を進められているところがあります。それをいわば横にらみしながら、休眠預金としても引き続き今後検討していくと今後の課題と整理してございます。それが7つ目でございます。

8つ目でございますが、ここは審議会でも御議論いただきましたけれども、同一事業の再申請あるいは事業期間の延長の取扱いでございます。現在は、多様性を確保する、多くの団体に入っていただく、自立を促すといったことから、同事業の再申請はできないというのが原則になってございます。また、事業期間の延長は行わないということが運営の基本になっているわけでございます。しかしながら、事業が3年で一巡して、その後、同一事業を再申請したい、あるいはこれが果たして同一事業と呼べるのかどうかははっきりしないというような状況もあるというようなことをここでも御説明申し上げたかと思えます。

そうした実態に対処するために、現在行われている運用に合わせて制度をまず明確化する、事実上の運用を制度化するという。それから、再申請を可能にすることによって新規参入が妨げられることがないように、透明性の確保も同時に追求するということが必

要であろうと考えてございます。また、事業延長に関しましては、一律の事業延長、すなわち現在3年が最長とされているものを5年とするというのは適当でない。その上で、一つにはコロナによる特別な事情については特例的に救済をする必要があるだろうと考えてございます。その上で、さらにその他の個別的な延長についてもあり得るという考えの下で、その要件を今後検討する必要があるというのが今回の見直しの考え方でございます。

それから、⑨自己資金の確保につきましては、本日、御説明、御議論いただいたところでございますが、資金分配団体の自己資金比率の位置づけを改めるということ、総合的な評価方式に移行するということが掲げられてございます。

また、⑩でございます。PO関連経費の助成は現行水準の助成を継続していくというのを出口としてここに掲げているところでございます。

最後、安定的な制度運用のための見直し、ここは割とテクニカルなことが書いてございます。一つには指定活用団体、現行ですとJANPIAですが、JANPIAの事務費は本来は預金保険機構から交付されたお金を基金として運用して、その運用益で賄うというのが建前でございますが、そうした環境にないということから、特例的に直接人件費に交付金を充ててよいという仕組みができております。これは引き続き延長する必要があるだろうと考えるものでございます。

最後、⑫でございますが、法の見直し規定が現在の法律の附則についてでございます。それに基づいて今回の5年見直しも行われているものでございます。これについては、一旦は法の見直し規定は必要ないのではないかという議論もありましたけれども、定期的な見直しを行うことによって制度がより発展していくということが今回の5年後見直しの議論を通じても皆さん共有されたところかと思えます。その意味で、定期的な見直しのきっかけとしての見直し規定は引き続き設けるということをお願いの結論、出口としたいと考えておるところでございます。

以上の3分野12項目が今回の見直しの全体像になるものでございます。

なお、4ページ、5ページは、今申し上げましたお話のうち、なかなか文言では伝わりにくい部分を資料として添付したものでございます。別紙1、別紙2という扱いでございます。

非常に走った御説明でございますが、今回まとめました資料5の対応方針案の本体を概要としてまとめると、資料4のような形になると私どもは考えておるところでございます。これにつきまして皆様から御審議をいただき、御意見を賜ればと考えるものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○小河主査 ありがとうございます。

それでは、資料4及び資料5について意見交換を行いたいと思います。いかがでしょうか。また「手を挙げる」ボタンで表示していただければと思います。

玉田専門委員、お願いします。

○玉田専門委員 ありがとうございます。

質問が3つあります。

1つ目は、制度の特徴のところに「革新的な手法の開発」というのがあります。休眠預金活用からどのような革新的手法が生まれているのでしょうか。

2つ目は、休眠預金が資金分配団体や実行団体の自立も目標の一つとなっていますが、それぞれの団体の経営資源、例えば人材とか資金、知見、ネットワークといったものはどれだけ伸びたと思われますか。

3つ目は、基本方針にある「知の構造化」についてです。これはみんなが参考になるような経験値の発信が必要だと思います。この3つについて内閣府とJANPIAさんのお考えを伺えますか。

○小河主査 ありがとうございます。

では、お願いします。

○小川室長 お手元にお配りしています本体のほうを御覧いただきますと、6ページが革新的手法の開発・普及のところでございます、下から5行目のところ、これらにより、革新的評価とし得る事業も一定数認められるに至っておるということになってございます。

本体には資料が添付されていまして、後ろのほうについております資料17を御覧いただきたいと思っております。ページで申しますと26ページです。ここに私どもが把握したものを書いてございます。

資料17のうち、例えば上から2つ目でございます。御祓川さんはヒアリングにも来ていただいた団体でございますが、株式会社御祓川、それから、地域金融機関が連携するというところで、その意味で、これまで必ずしも金融機関との連携というのは着眼として強くなかったところでございますが、そうした取組が始まっているということに着目して、革新的手法とここでは評価してございます。

それから、その下、ローランズプラスの取組がございます。これは議連のほうで現地視察もしたわけですが、障害者雇用の法定雇用率を達成できない企業をいわば肩代わりするという仕組みがございます。その肩代わりをする仕組みを使って、これは原宿でカフェを行っている企業ですが、営利企業としてカフェを行いながら障害者雇用をかなり高い率で実施しているということでありまして、制度の積極的な活用によって、株式会社だけでも社会的課題解決に結びつける手法を編み出したというようなことをここでは例示してございます。

こうしたことを踏まえて、革新的手法が一定数認められるに至っている。必ずしも全面的に展開されたわけではなくて、一定数ということでやや留保をつけた形でございますが、紹介させていただいているところでございます。

それから、実行団体、資金分配団体の経営資源あるいは能力、体制といったものがどれぐらい伸びたかというところがございます。これについては、まだ包括的な評価ができておりません。各事業、まだ2019年のファーストロードが中間評価の段階でございますので、今後、最終評価をするまでの間に、これらについてはより充実した評価を行ってまいりた

いと考えてございます。

それから、知の構造化については、今回もここに直接言葉を引こうかどうか迷ったところでございますが、言ってみれば、今回のこうした解析自体、概要で言いますと2ページのところにありますけれども、法の基本理念に照らして課題を整理し、そこから課題を抽出するというのが知の構造化に企画立案レベル、私ども内閣府レベルとしてはこうした作業が知の構造化に寄与するものであらうと考えているところでございます。

ただ、この部分はより現場の運用に近い部分での実践もあらうかと思いますので、その辺りは大川事務局長から補足をいただいでよろしいでしょうか。

○小河主査 そうしたら、大川さん、お願いします。

○大川事務局長 ありがとうございます。

では、補足をさせていただきます。

資料を共有したいと思います。

後ほどの説明でと思っていたのですけれども、事前にお配りさせていただいて、内閣府さんのほうからお渡しいただいていると思うのですが、総合評価の概要版というほうの資料、両方の資料に載せておりますが、知の構造化の考え方を少し整理してございます。

今、小川室長のほうから御報告いただいたとおりではありますけれども、JANPIAの立ち位置から特にどんなことをやっていきたいかということなのですが、データベースが整備されて、社会課題の解決の現状・分類、共通指標、データの整備・共有化を目指したいということでありますけれども、今、まさに事例等と、先ほども革新的な手法に関する事例のお話もございましたが、様々な事業を今収集中ということであります。特に2019年度の事業はまだ終わっていませんで、間もなく終わりつつあるという事業がほとんどなのですが、そういった中での様々な事例であったり、あるいはアウトカムの達成状況とかアウトプットの状況はどうなっているのか。または、先ほども御指摘がありました資金分配団体ないしは実行団体における自立化であったり、POが例えばこれだけ育成されたとか、そういったところの進展状況といったところを通常枠と言っている3年の事業にとどまらず、緊急助成として行ったコロナにおける支援、ここは事業がかなり終わっているものもございまして、こういったところの情報なども整理しながら、少し切り分けもしながら、恒常的にある程度整理して、皆様に御活用いただけるような形で見せていく。これに今着手しつつあるという現状でございます。

まだ皆様にお見せできるような状況の整理になっていませんので、今まさにやっているというところの御報告でありますし、このイメージでもございますが、フェーズ1の事例収集を今やっている最中です。一番下にアクションと書いてございますが、領域ごとの課題分析の情報を基にした課題状況の整理ということで、3領域あります。子どもとか若者、生活に困っていらっしゃる方、地域活性化といったところの領域ごとの分析であったり、また、支援の傾向の分析、非資金的支援の状況の分析とか、これはまた第三者の評価、外部評価といったところも入れておりますので、こういったものの知見も踏まえて整理をし

て、この知の構造化というところをしっかりと整理して、皆様にお届けしていきたいと考えております。

補足でありました。以上です。

○小川室長 ありがとうございます。

今、大川事務局長からお話しいただいたJANPIAとしても認識し、取り組んでいただいていることを踏まえまして、本文の7ページでございますけれども、指定活用団体に即した評価と課題のところ、真ん中辺りに調査・研究を充実させ、分析・構造化された知識を事業体系に反映させていくことなどに取り組むことが必要であると、今、画面表示しているところの一番下辺りでございますが、このような記述を加えております。これは今、大川事務局長から御説明いただいた今後の取組に対する期待を述べたところと御理解いただければと考えてございます。

以上でございます。

○小河主査 ありがとうございます。

玉田さん、よろしいでしょうか。

○玉田専門委員 ありがとうございます。

助成金を出す団体はたくさんありますがこうした分析までなかなか手がまわらないと思います。休眠預金が他の助成金団体と違う3層構造になっているからこそ、JANPIAさんの重要な仕事としてやっていただきたいです。JANPIAは経費を抑えるようにという声も聞きましたが、ここは抑えてはいけないところだと思います。他にはできない、JANPIAさんにしかできないので、しっかり分析して、公表する。そして、それを次に回していくということが大切だと思います。

以上です。

○小河主査 玉田さん、ありがとうございます。

いかがでしょうか。ほかの皆さんから御意見はどうでしょうか。ございませんか。

曾根原専門委員、お願いします。

○曾根原主査代理 ありがとうございます。

先ほど見直し事項の再整理のペーパーがありましたけれども、こちらをスクリーンに出していただけますでしょうか。

見直し事項の整理のページなのですけれども、とても分かりやすくとてもすばらしいなと思って見ておりました。また、それと同時に、この見直し事項は3本の柱で書かれておりますけれども、この内容全体が見直しされた後の状況を想像しながら聞いていたのですが、これが確実に実行されていきますと、制度自体が拡大して多様化していきだろーと思えます。そういうことを想像したら、とてもわくわくしてまいりまして、ぜひこういう形になったらすばらしいのではないかなと思いついておりました。

制度の拡大という意味においては、休眠預金で活用される資金も、2の④ですか。助成限度額の決定方法のなかで、恐らく今後増額していきだろーということでしょうし、また

新たな資金の活用方法として出資とか貸付けという方法が加わり、さらに、活動支援団体といった新たな枠組みでの支援が始まる。こういう新しい制度も新設されて、制度自体が多様化していきますので、資金も増額されて、資金の使われ方も拡大し、多様化していくということにおいてこんな形になったら大変すばらしいなと思って聞いていました。

そういうことを感じるのと同時に、今回の議論とは脱線してしまうかもしれませんが、そんなわくわくする状況をつくり出すために何が必要なのかなと考えながら聞いていたのですけれども、やはり制度自体が拡大して多様化していく上において重要なことは、この制度自体の普及、PRをさらにもっと拡大したほうがいいのではないかと思います。まだまだこの制度の知名度が日本財団級になっていないとも思います。子ども、子育て分野とか、福祉分野の方は割と知名度は高いのですけれども、地域活性化の分野にはこの制度がまだまだ知られていないのです。ですから、今後この制度が拡大をして多様化する上での底辺を固める上において、この制度自体の普及、PRといったことはとても大切なのではないかなと思ひまして聞いておりました。今日の議論で出す話ではないかもしれませんが、ぜひそういった点でも革新的手法を見いだしながら進めていければいいかなと思ひまして聞いておりました。

以上でございます。ありがとうございました。

○小河主査 曾根原さん、ありがとうございました。

とても重要な御指摘をいただいたように私も伺いましたが、以上につきまして、内閣府からどうでしょうか。

○小川室長 内閣府でございます。

非常に重要で、しかも大きな御指摘を頂戴したと思います。

私どもも、いわばここまでの第1期の休眠預金等活用制度の運用に当たっては、JANPIAを中心として、JANPIAのかなり精力的な取組によって、形をつくり、形を成し、進めてきた点が多かったと思います。しかしながら、今後、曾根原専門委員から御指摘いただいたように、いろいろな意味で拡大し、横に広がりが出てくるということになれば、JANPIAが一人で抱え込んでこれをやるというのはそろそろ限界になってきて、分散的、分権的に実施していく体制が必要になってくるだろうと思います。活動支援団体の創設もその意味で大きな役割を果たすだろうと思いますし、一番最後に御指摘いただいた広報や周知の側面も、JANPIAの広報も当然今後進めていただく必要がありますけれども、資金分配団体、実行団体の活動自身が広報につながる、周知につながる。そういった現場での広がりも期待できる。そうした取組もまた我々のほうから仕掛けていかなければいけないなと考えてございます。

いずれにしても、第2期、今後の運用に当たっては、これまでとは少し目線を変えて、分散的、分権的な実施ということも視野に入れて進めていければと考えておるところでございます。御指摘ありがとうございました。

○小河主査 室長、ありがとうございます。

今のことにに関してどうでしょうか。曾根原さん、よろしいですか。

○曾根原主査代理 大丈夫です。

○小河主査 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。特によろしいですか。

栗林さんとか、特に何かいかがですか。すみません。勝手に指名してしまいました。

○栗林専門委員 皆さんの意見をうなずきながら聞いております。

活動支援団体という伴走支援してくださるところができるというのは、この活動が広がる大事な支援だなと思っています。具体的に言いますと、私、プレイパークのような、子どもが主体的に物事を考えたり、遊んだりできるという放課後の居場所的なものが広がってほしいなと思いますが、プレイパークの中間支援団体はあるのですけれども、やはりそこが休眠預金の資金分配団体として成長したり、議論する機会とか、人材がそろっていないというところがずっと課題だということで、課題だねという話でずっと来てしまっていて、本当に必要な子どもの支援みたいなものがどんどんこの休眠預金を利用して広がるために大事な見直しで、すごく期待をしています。

○小河主査 栗林さん、とてもエールをいただいたような御意見で、ありがとうございます。

いかがでしょうか。

三宅さん、特によろしいですか。もしよろしければ。

○三宅専門委員 まとめていただいたと思います。ありがとうございます。今後にまた期待していきたいと思います。

○小河主査 ありがとうございます。

では、私からも少し意見を述べさせていただきたいと思いますが、今、皆さんがおっしゃられたように、先ほど曾根原さんがおっしゃった制度の多様化ということは本当にとつても的を射た御意見だったなと思いますし、それを受けて、小川室長からもとても力強いというか、さらに今後、この次の5年後に向かう、第2ステージに向かう上で、とても大きな示唆に富むといえますか、ポイントを押さえたお話だったなと思っています。

例えば具体的に、いろいろな多様化ということがあるかと思います。今、栗林さんからお話がありましたし、皆さんからお話があったとおりに、活動支援団体という新たなものが広がるということもその一つですし、今後出資に広げていくということも多様化の一つだと思いますし、私、とりわけ先ほどポンチ図の資料4の3ページで⑦の成長期・成熟期にある団体活動の支援というもの、これはまだ検討ではあるのですけれども、この多様化の中で休眠預金というものが大きくステージアップするときに、次のステージに行くときにこういう既に力のある、経験と実績と歴史も含め、そういう団体が資金分配団体にも、あるいは実行団体にも、特に資金分配団体は既にそういう団体が多いかもしれませんが、実行団体の中にもこういう団体が入ってくることが全体のレベル感を大きく上げていくのではないかととても期待しているところです。

さらに具体的な一つの例を言うと、実は私、ある民間の助成の審査にずっと当たっていた中で、まさにこれを実感したところがあります。その助成というのは、いろいろな分野があるのですけれども、例えば一つの例で言うと、学習支援をしている団体に対するとても実績を持った力のある団体に対して助成をしたのですが、その助成というのは事業開発的なものであって、要するに、自分の団体としてはそれでいろいろな活動を非常にやっているのですけれども、そこを助成金を使うことによって、自団体ではなくて同じような団体に対して例えばノウハウを伝えていくとか、そういったことのために助成を使うということで、実際にそれで、特にそれは東京にある団体なのですけれども、地方で本当はそういうことをしたいのですけれども、なかなかノウハウがないところがその助成を活用して、例えばオンラインで学習支援のノウハウというか、ボランティアの方々の育成プログラムだとか、そういったものを提供して、それによって民間の地域の民間団体、地方の小さな民間団体が大きく成長したというような事例などもあるのです。

こういうようなところというのも、先ほどの活動支援団体とか資金分配団体だけではなくて、実行団体がさらにほかの団体、横の実行団体に広げていくという可能性もあるのではないかなというようなことも今の議論を聞きながら感じておりました。

そういう意味では、先ほど小川室長からもお話があったように、JANPIAさんも今まで本当に大変御苦労されていたのですが、それがもっともっとチームを大きくする、特に資金分配団体、活動支援団体というのは、どちらかというJANPIAさんとほぼ一つのチームでやっていくようなところになるかと思しますので、そういうところまで含めて今後活動が前に進んでいくと、より相乗効果で大きな成果が出てくるのではないかなというような期待感も感じながらお話ししていました。

そういうようなことが今後、一つはPRの拡大ということも曾根原さんがおっしゃられたとおりで大切なのですけれども、やはり口コミ的に休眠預金はいいいよというような話が広がっていくという方向性も一方ですごく大切になってくると思うので、そういったものにもつながっていくのではないかなと感じながら、私もわくわくというか、そんな気持ちで皆さんの今日の議論を聞かせていただきました。

どうでしょうか。そのほか、皆さんから御意見とかはいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。御意見も出そろったようですので、これで議事2を終了したいと思っております。

なお、本日のWGでいただきました御意見の概要については、明日の審議会に私から御報告をさせていただきます。審議会に向けて、皆様には事務局より本日の御意見の概要をまとめた報告案を事前送付いたしますが、まとめ方については私に御一任いただきたいと存じます。

最後に、JANPIAから総合評価（第1回）概要版を提出いただいております。これについて御説明をいただけますでしょうか。

大川事務局長、よろしく願いいたします。

○大川事務局長 ありがとうございます。

概要版ということでお送りしておりますが、これの詳細版というか本体というものがあ
りまして、本体は90ページほどございまして、既にお届けしているものではありませんが、
中を御覧いただきますと、かなり細かいデータの的なものであったり、様々な事例なども掲
載してございます。こちらの概要版はあくまでも全体感をお示ししてございますが、詳細
版を御覧いただくに当たっての前提となるようなところということで、簡単に補足をさせ
ていただきたいと思えます。

この総合評価であります、これは基本方針にのっとり今回作成しているところであ
りますが、まず、2019年の事業開始から3年少し、継代した団体も4年近くたちますけれ
ども、この段階で基本方針等に沿って指定活用団体が達成すべきアウトカムを設定して、
これを可視化するというのも少し取り組んでまいりました。セオリー・オブ・チェンジ
という形で整理をしておりますが、これは事業計画で示した具体的な活動や事業計画、事
業の運営のアウトプットの整理を可能な限りに定量的にお示ししようと。また、定性的な
情報も加えて、現時点での指定活用団体としての事業運営に対する一定の評価を加えさせ
ていただきまして、これを総合評価ということでお示したというのが今回御提出しまし
た資料となります。

先ほど申し上げましたセオリー・オブ・チェンジは、JANPIAの職員全員で評価のアドバ
イザーのサポートを得ながらワークショップを開催しまして、この取組はこちらにつな
がるよねとか、こういうアウトカムになるのではないかと様々な議論をしまして、整理を
してまとめたということでございます。それをやりまして、職員それぞれ一人一人の日々
の活動の指針にもつながるということで、取組をこれまで進めてきたという経緯であり
ます。

今回御覧いただいている総合評価につきましては、様々な記載がございまして、御覧い
ただいた中での印象として、これはアウトプットベースだよねという御指摘もあるかと思
います。目指すところは、本来、様々このセオリー・オブ・チェンジで示したアウトカム
に向かってどのように、例えばこの事業領域ではこういうアウトカムに近づいていますね
とか、社会課題がこれだけ解決に向かって進みましたとか、あるいは人材が育ちましたと
か、かなりそういう方向で成果を示したいところではあるのですが、まだ現時点では2019
年度の最初の事業が終わっておりませんので、そういう意味では、中間的なアウトプット
を中心とした、あるいは事例を中心とした報告書という位置づけということで御理解をい
ただきたいと思えます。

ですので、これは第1回と示してございまして、第2回目というものは2019年度の事業完
了後に、先ほど少し御報告もしました知の構造化に近いところも含めて取りまとめをして、
また改めて皆様に御報告をさしあげたいと考えてございます。

今御覧いただいておりますのがJANPIAの職員全員で考えたセオリー・オブ・チェンジでござ

ざいます。またお目通しいただけたらと思いますが、下のほうに少し分けております国民の理解の増進という視点と、資金分配団体、機能強化という言葉は大変僭越な言葉であります。ここは資金分配団体様の取組が非常に重要な位置づけを占めているという整理です。そこを起点に様々な活動が担い手の育成から含めて広がっているという展開になっています。

もう一つは知の構造化というこれも重要な視点でありまして、ここから社会課題の解決につながっていく部分、これもこの知見をしっかりと活用いただくという流れにつながっていくような形です。

このようなことを整理しつつ、取組を日々してまいりましたということではありますが、本書の構成ということでもまとめておりますが、概要版のほうには、アウトカムを達成するための当初の計画、こんなことやりますよという計画、それに対してやってきたことをどう評価していくのかということをもとめたところ、それに対して最終的に現時点ではこういう総括かなと。今後に向けてはこういうことが課題だよねというこの3段構成でまとめたのが概要版になります。

詳細版は、今日のここからの御説明には入っておりませんが、本体としてお渡ししている資料にはがーっと90ページにまたがりまして様々な情報がございます。具体的にはアウトプット、実施事項とアウトカムに向けた不足事項であるとか、見えてきた課題について真ん中で整理して、それに向けて今後こういうことをしていくというようなことを整理した形になってございます。ですので、最終的には総合評価の最終版というか、第2回目というところではこのアウトカムに向けての詳細、今後の活動のところがどのようになったのかということをお示ししていくという整理ということで御理解をいただきたいと思えます。

全体の整理としましては、先ほどの内閣府様の制度の評価というところとひもづけをしたいと思って、法律であったり、基本方針の条項との接続を試みてもおります。

これは参考になればということなのですが、1～5の項目に分けています。資金支援、資金分配団体の機能の強化というところ、国民の理解の増進、知の構造化、ここまでは先ほどのセオリー・オブ・チェンジの下の箱の4つをイメージしています。加えて、指定活用団体、JANPIAの適切な運営というのはどうなのかと。私どもJANPIAもこの制度の担い手の一人でございますので、ここの取組の状況などを御報告しております。

ここを一つ一つ説明しますと長くなりますので、考え方は今のような考え方で整理しているということで、各指標に基づく評価、総括がこちらのほうに幾つか記載がございます。人材の育成もそうですし、多様な組織との連携強化であったり、実行団体の活動の信頼性・持続性の向上に向けた取組、基盤強化のような取組が今どんな状況になっているか。また、先ほどからも御指摘をいただいております情報発信につきましても、様々に取組をしてきたということの御報告と知の構造化、また、多様な意見の反映ということで、一つの例としましては業務改善プロジェクトチームです。資金分配団体の皆様との対話の中で事業を

進めていくというプロセス。その他、様々に皆様と意見を交わす場を設けながら、私どもに足りない部分を皆様の御知見をいただく中で、事業として形づくっていく。このような取組をしているということの御報告になってございます。あと、職員のキャリア形成的な部分も含めて、JANPIA自身が成長していく。これは皆様とともに成長していくということなのですが、そこに向けた取組についてもまとめをさせていただきます。

本体を簡単にだけ概要版で御報告、本体は画面共有ができなかったのですが、90ページございますが、ぜひ一通りお目通しいただきまして、何かもし感想等もあれば、御指摘、御示唆もいただければと思っております。

私からの報告は以上でございます。

○小河主査 大川事務局長、ありがとうございました。

どうでしょうか。せっかくの機会ですので、皆様からJANPIAに特にこの場でお聞きしたいとか、あるいは今の御感想も含めてですけれども、あれば御発言いただければと思いますので、「手を挙げる」で表示していただけますでしょうか。

特に御意見等、あるいは御質問はよろしかったでしょうか。

玉田専門委員、どうぞ。

○玉田専門委員 ありがとうございます。

これまでに、JANPIAのスタッフの方たちからやりにくい事や仕事しにくいといった意見は出たことがありますか。もしあれば、どういう形で解消したのか、もしくは今後解消していきたいと思っているのか教えてください。

○大川事務局長 ありがとうございます。

やりにくいとかというのは、どういうイメージのことでしょうか。すみません。

○玉田専門委員 いつも私は、仮に私が資金分配団体に手を挙げるとしたらとか、活動支援団体に挙げるとしたら、実行団体としてはなど、不満ばかり言っているような感じですが、JANPIAさんとして活動のしにくさみたいなもの、ある意味の板挟み的な、中間管理職と言ったらちょっと違うかもしれませんが、もっとこういうふうにやっていきたいという意見が職員から挙がったりしていないのかなと思ったのです。

○大川事務局長 そのような観点ですね。ありがとうございます。

そういう意味では、JANPIAの職員といいますか、とりわけ資金分配団体を担当しておりますJANPIAのプログラム・オフィサーは、特に初期の頃といいますか、事業開始の2019年度から20年度ぐらいまでの中においては、なかなかやりにくさも抱えていたのは正直であります。特に制度の運営のルールが一定ある中で、そこについて現場の団体の皆様から見たときにこれはどうなのかという意見をいただくことも多々ありますし、その中では、仲介役、組織、JANPIAというかこの制度の運用のルールの側のところの立場でもある一方で、団体の皆様とも共感もしながらやっていくという板挟みと言ったら言葉は悪いのですが、なかなかやりにくいポジションであったのは事実なのですが、昨今の動きとしては、そういう部分を乗り越えながら、対話を重ねるという取組の中で、逆にそういった意見を伺っ

て、我々、組織として考えて、では、こんなふうにできたらいいのではないですかということもフィードバックするという繰り返しをずっと継続している中で、そこはある程度一定の関係性を持ちながら事業ができるようにはなってきたので、そういう意味では、団体を担当している職員がその種のストレスを日々抱えている、全くないということはないと思うのですけれども、大分以前よりは減ったのではないかな。むしろ、建設的な御意見をいただいたり、そういう形でいい形でのパートナーシップが組めるような関係性になっているのかなとは感じてはいます。

これは私が感じているだけかもしれませんが、一応そんな状況だということをご共有させていただきたいと思います。

○小河主査 ありがとうございます。

どうでしょうか。ほかの専門委員の皆さんからは特によろしかったでしょうか。よろしいですか。

私からも一言申し上げると、これまでの間も特にコロナ禍においては想定外の大きな助成をせざるを得ないというようなこともあったり、当初スタートしたときにはなかなか想定できなかったようなことも受けざるを得なかったという意味では、今も含めてだと思えますし、大変御苦労があるかと思えます。そういう中で、今回もこういう報告をまとめられたり、もしかすると最初の段階ではもう少しゆるゆる調査だとか、そういった部分とかはもう少しやりたいという思いもありながらも、どうしてもできなかったり、知の構造化の部分も先ほどありましたけれども、なかなか次に向けていくということなのかなというところも感じながら、そういう中でも本当に御尽力いただいていることに心からお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

あわせて、内閣府の皆さんにも、今日も金曜日にいただいて今日こういうふうに会議をするということで、多分休日返上、深夜遅くにいつもメールをいただいておりますので、本当に皆さん、小川室長をはじめ、大変御尽力いただいていることに重ね重ねお礼を申し上げたいと思います。

それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いできればと思います。

○小川参事官 事務局でございます。

休眠預金等活用法の5年後見直しの対応方針の案でございますけれども、本日の資料4、資料5でございます。こちらにつきましては、明日開催予定の審議会の御意見を踏まえまして、また、本日いただいた御意見を踏まえまして、所要の調整を行った後に、休眠預金活用推進議員連盟にお諮りいたしまして、近々内閣府として決定したいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○小河主査 ありがとうございます。

それでは、これにて本日の議事は全て終了いたしました。ありがとうございました。